

公聴会及び第22期第8回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月29日(月) 14時00分から14時56分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、中澤芳江
(計13名)
- 欠席委員 益本俊郎、川竹佳子
- 署名委員 浦尻和伸、山崎國光
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

公聴会

- 第1号議案 令和4管理年度における漁獲可能量の設定について
- 第2号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(なまこ漁業、
機船船びき網漁業、地びき網漁業)
- 第3号議案 制限措置の一部変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業、地
びき網漁業、固定式刺し網漁業、小型定置網漁業)
- 第4号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(土佐清水市貝の川沖)
- 第5号議案 宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用するのいさき釣りの委
員会指示について

5 議事内容

織田事務局長

それでは、定刻でございますので、ただ今から、定置漁業の海区漁場計画設定についての公聴会を開催いたします。では会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、土佐清水市貝の川沖の定置漁業の海区漁場計画設定に関しまして、漁業法第64条第5項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。

近澤チーフ

それではまず、今回の公聴会の議題に関するこれまでの経緯について説明させていただきます。

令和3年10月15日に開催しました第7回委員会におきまして、定置漁業の海区漁場計画設定についての公聴会の開催について、ご決定をいただ

きました。令和3年11月9日付けで、この海区漁場計画設定に関する公聴会開催について、日時、場所、議題、公述者の受付時間等の掲示文を、県庁に掲示した他、関係者への掲示依頼又は通知を行いました。

なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、高知県漁業協同組合の貝ノ川支所、土佐清水市役所の掲示場、高知県漁業管理課、そして県庁本庁舎の掲示場の合計4ヵ所であり、通知先は、今回の海区漁場計画設定申請者である、与力水産株式会社でございます。

次に、公述の申し出の状況ですが、今回は、公述者の申し出はございませんでした。

以上、ご報告いたします。

前田会長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。

前田会長

引き続き、海区漁業調整委員会を開催いたします。

織田事務局長

それでは、ただ今より、第8回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

前田会長

それでは引き続きまして、第8回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

第8回の委員会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、何かとご多用の所、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染の関係でございますが、県内の新規感染者ゼロの日々がずっと続いておりまして、また全国的にも非常に落ちついておるといふ状況でございます。そうした中で先週、国の方が、ワクチン検査パッケージ制度などを含む、新たな基本的対処方針を出しておりまして、県の方でもそれに基づいて、対応の目安の変更など行った所でございます。現在は対応の目安の中では、一番下の感染観察という状態でございます。県の対応方針におきまして、会食における人数、あるいは時間の制限といったものは現状設けてない、お願いをしていないという様な状況でございます。

ワクチン検査パッケージの活用による行動制限の緩和と併に、マスクや消毒などの基本的な感染拡大防止対策を取って、経済活動を回復させる時期、段階にあるものと考えておるところでございますが、一方で、昨日新たな変異株オミクロン株が世界各地で確認されるようなことも出ておまして、そちらの方が心配されるるところではございます。ただ、今のデルタ株につきましては今非常に落ち着いておると言う状況で、現状では経済活動の回復の段階にあると言うふうに考えております。

それから、コロナ以外でもちょっと心配事がございまして、小笠原諸島での海底火山の噴火に伴う軽石の方が、沖縄の奄美の方、それから伊豆の方まで流れているということで、高知県の沖合でも先月の末から漂流の目撃情報などが報告されております。先週では黒潮付近で漁業者の方がお見受けされたというような情報も入っておりまして、漁業者の皆様には、航行あるいは操業の際には、注意をいただきたいというふう考えています。JAMSTEC さんの方が、シミュレーションということで、週2回ほど更新を頂いておるんですが、先週の金曜日のシミュレーションでは、12月の13日までシミュレーションしていただいているんですが、ちょっとその辺り、10日過ぎぐらいから、やや北上して来ると、今はかなり沖合いということですけども、足摺の沖の方でやや北上してくると言うようなシミュレーションが出ておりますので、県の方としましてもしっかりと情報収集して、また注意喚起、あるいは漁港どうこうでの対策というのをしっかりやって行きたいというふうに考えております。

さて、本日の委員会でご審議をお願いいたしますのは、5件の議案になります。第1号議案は、令和4管理年度におけます、漁獲可能量の設定についてございまして、まあじ、まいわし、さんまについて来年の1月1日から1年間の漁獲可能量を定めるものでございます。

第2号議案は漁業の許可又は、起業の認可方針の一部改正につきましては、なまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業にかかるものでございますが、操業区域などの記載に誤りがございまして、これを改めさせていただきます。

第3号議案の制限措置の一部変更につきましては、なまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業、固定式刺網漁業、小型定置網漁業に関するものでございますが、なまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業につきましては、第2号議案で許可を一部変更することに伴い変更が必要となったものでございまして、誤りを直す所でございます。あわせて、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございません。なお、固定式刺網漁業と小型定置網漁業につきましては、新規の申請希望、あるいは許可の更新にあたり許可また認可すべき船舶等の数を告示するものでございます。

第4号議案では先ほどの公聴会に引き続きまして、土佐清水市貝の川沖

の定置網漁の海区漁場計画設定についてご審議をいただくものでございます。

最後の第5号議案は、宿毛市沖の島周辺海域における船舶を利用している、いさき釣りの委員会指示につきまして、3年前に発動いたしました委員会指示の期限が来月末に到来することから、新たな指示についてご審議を頂くものでございます。委員の皆様にはご審議の上適切なご意見ご答申を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

前田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員ですが、益本委員、川竹委員の2名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、浦尻委員、山崎委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量の設定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第874号。漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまに関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日まで）における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和3年11月24日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページがTAC制度についての説明、4ページが国からの通知文で、5～7ページが参考資料です。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。ここでは、TAC制度について説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろの8魚種です。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。まず、資料の左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会で

の審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料の右側「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、更に漁業種類別に配分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。

続いて、資料4ページをお願いいたします。今回は、国からの通知に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについて、令和4管理年度の漁獲可能量を設定するものです。漁獲可能量の「現行水準」という設定については、これまでの県計画において「若干」として定めておりましたが、昨年12月の法改正に伴い「漁獲可能量を定めなければならない」（漁業法15、16条）と規定されたことから、近年の漁獲実績割合を目安として国から割り当てられたものです。そのため、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについては、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについて、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

また、資料5～7ページに、本県及び全国でのまあじ、まいわし、さんまの漁獲量をまとめたものを付けておりますので、お時間のあるときにご覧下さい。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

恐れ入ります。まいわしについてなんですが、まいわしは現行水準ということになっております。一方、全国的にまいわし太平洋系群というのは増加傾向にあると聞き及んでおりまして、6ページの、まいわしの漁獲量の2を見ても、全国の漁獲量と言うのは年々増加している傾向にあります。こういったときに、現行水準のままで抑えとなると、枠を突破して

しまう心配もあるんですが、そういうときはどういうことになるんでしょうか。あるいは、期中改定のようなことが、国の方で行われて通知が来るんでしょうか。もし情報があればお願いします。

西山副部長

現行水準っていう漁獲可能量につきましてはですね、一応これまでの漁獲量をベースにした目安の水準とすることで示されているものでございまして、これを超過したからということの特段、すぐに沙汰があるというわけではございません。それで、その上で超えてしまうとかいうことは、ご指摘のとおり全国的に豊漁で超えてしまうということになりましたら、当然調査の上、次年度の割当て量が一定考慮されるというふうに我々も認識しておりますし、これ6ページ右下のグラフをご覧いただいたら、あれなんですが高知県、平成27年ぐらいと令和2年に非常に多く獲れている、これは宿毛の中型まき網で、かなり量がまとまって獲れておるといような事情もございまして、今後もこういう事例が恐らくあるんじゃないかということも予想しておりますけれども、繰り返しになりますますがすぐに、キャップをはめられて抑えられると、そういう心配はございませんし、もちろん期中での見直しっていうのも、期中では恐らくないものというふうに考えております。

石田委員

ありがとうございます。よくわかりました。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(なまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業)」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。

3 高漁管第 872 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 4 号に掲げるなまこ漁業、同条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業及び同条第 1 項第 7 号に掲げる地びき網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部改正したいので、貴会の意見を伺います。令和 3 年 11 月 24 日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。

1 ページ目が諮問文、2 ページが漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正に係る理由とその内容（案）について、3 ページから 16 ページが漁業の許可又は起業の認可方針の新旧対照表、17 ページから 21 ページが機船船曳き網漁業の許可等の条件に関する資料、22 ページから 38 ページが漁業の許可又は起業の認可方針の一部抜粋となっております。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

今回お諮りするなまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業の許可方針については、これまでにお諮りした内容に修正すべき箇所があり、許可証発給の関係で、早急に内容を変更する必要があったため、その変更案についてご審議いただくものです。

それでは、資料 2 ページ目をお願いいたします。まず、許可方針の改正理由と改正内容案について説明いたします。資料 2 ページ目の表中 1 段目 なまこ漁業については、前回の海区漁業調整委員会でも、操業区域の順番を県東部から県西部の順に変更するという内容で、委員の皆様にお諮りしておりましたが、今回新たに操業区域の記載に修正すべき点が見つかったため、再度お諮りするものです。そして、表中 2 段目 機船船びき網漁業については、昨年 12 月の海区漁業調整委員会で承認を受けて定めていた許可方針のうち、操業区域及び許可等の条件の記載に誤りがあったため、これを改めたいと考えております。最後に表中 3 段目 地びき網漁業については、機船船びき網漁業と同様に昨年 12 月の海区漁業調整委員会で承認を受けて定めていた許可方針のうち、漁業時期の記載に誤りがあったため、これを改めたいと考えております。それぞれの詳細につきましては、これから説明いたします。

続いて、資料 3 ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、なまこ漁業の操業区域の変更案について説明いたします。資料 3 ページ目の表のうち、右側の旧と書かれた枠内をご覧ください。こちらの枠内では、操業区域 7 について、操業区域 7（1）、操業区域 7（2）と二つの区域に分かれております。続いて、次のページをご覧ください。資料 4 ページの右側にありますように、この操業区域 7（1）というのは高知県漁業協同組合

が有する第1種共同漁業権のうち共第1,026号の漁場区域、7(2)は高知県漁業協同組合が有する第2種共同漁業権のうち共第2,027号の漁場区域のことを指します。しかし、この2つの漁場区域は、東西の境界線は同じで、海岸線からの距離が、操業区域7(1)では沖合400メートル、7(2)が沖合1,000メートルと異なるだけで、共第1,026号は共第2,027号に包含されています。そのため、(1)の記載は省略することができ、操業区域7(1)、操業区域7(2)として設定する必要がありませんでした。そこで、操業区域7については、操業区域7(1)、操業区域7(2)であったところを、操業区域7(1)の記載を削除し、7(2)の記載を残して、操業区域7としたいと考えております。

続いて機船船びき網漁業の変更案について説明しますので、資料7ページ目をお願いいたします。まず、資料7ページ目の右側1段目の下線部をご覧ください。この部分は、操業区域6のうち、河口域の禁止区域内での操業禁止期間について記載をしているものですが、本来1月15日から3月14日までとすべきところを、昨年12月の海区委員会で承認をいただいた際には、誤って1月15日から3月15日としておりました。そのため、今回この禁止期間の記載を資料左側のとおり改めたいと考えております。また、この資料中、下から5段目の下線部についても、同様の内容で改めたいと考えております。

続いて、資料9ページ目をお願いいたします。資料9ページの右側上から7段目の小さな下線部は、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ、点キク、点クケ及び点ケ基点Eを結ぶ5直線となっておりますが、これは7直線の誤りですので、このように修正したいと考えております。

続いて、資料9ページの中程にあります(4)許可等の条件をご覧ください。機船船びき網漁業の許可等の条件のうち、漁具の制限等の記載については、本来地区ごとに異なっています。しかし、現行の許可方針では、この許可等の条件について、誤って全ての地区を統一して記載をしておりました。そのため、今回、地区ごとに許可等の条件を定めたいと考えております。

許可等の条件の変更案については、資料9ページから15ページの左側に示しております。ただし、この資料では、どの地区がどのような条件であるかがわかりづらいため、資料17ページ～21ページに添付している機船船びき網漁業の許可等の条件に関する資料をご覧ください。まず、資料17ページ目には、現在の許可方針で定める機船船びき網漁業の許可等の条件を記載しています。そして、資料18ページから21ページ目に、操業区域ごとの条件を記載した変更案を載せております。なお、この変更案については、現行の許可証に記載してある内容に基づいて作成しています。

変更内容の詳細な説明は省略させていただきますので、お時間のある時

にご覧いただければと思います。

続いて、ページが戻りますが、資料 15 ページをご覧ください。ここでは、地びき網漁業の変更案について説明します。まず、資料 15 ページの右側にあります(1)の表中、下線部をご覧ください。ここでは、地曳き網漁業の漁業時期は、操業区域 1、操業区域 2 のいずれも周年となっておりますが、これは誤りで、本来の漁業時期は 12 月 1 日から翌年 5 月 31 日までです。そのため、現在誤って設定している漁業時期を正しいものに改めたいと考えております。今回の記載の誤りにつきましても、これまでと同様、事務局の確認不足によるものです。大変申し訳ありませんでした。来年 1 月に予定している次回の海区漁業調整委員会では、許可方針と制限措置について、修正すべき箇所を全て整理いたしまして、皆様にご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

22 ページから 38 ページに、変更後の許可方針を参考資料として付けておりますので、またお時間のあるときにご確認いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

前田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第 2 号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（なまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業）」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）・・・

前田会長

ご異議ないようですので、第 2 号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第 3 号議案「制限措置の一部変更について（なまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業、固定式刺し網漁業、小型定置網漁業）」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第 3 号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたします。資料 3 の 1 ページをお願いします。

3 高漁管第 873 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 4 号に掲げるなまこ漁業、

同条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業、同条第1項第7号に掲げる地びき網漁業、同条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業及び同条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和3年11月24日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。

1ページ目が諮問文、2ページ目が制限措置の一部変更に係る理由とその内容(案)について、3ページから4ページがなまこ漁業の制限措置の告示案、5ページから6ページが中型まき網等の制限措置の告示案、これは機船船びき網漁業、地びき網漁業、固定式刺し網漁業及び小型定置網漁業の制限措置について改めるものです。そして、7ページから10ページがなまこ漁業の制限措置の新旧対照表、11ページから17ページが機船船びき網漁業、地びき網漁業、固定式刺し網漁業及び小型定置網漁業の制限措置の新旧対照表となっております。

今回お諮りするなまこ漁業、機船船びき網漁業、地びき網漁業の制限措置については、第2号議案でも説明したとおり、これまでにお諮りした内容に修正すべき箇所があり、許可証発給の関係で、早急に制限措置を変更する必要があったため、その変更案についてご審議いただくものです。

そして、固定式刺し網漁業については、新規申請希望があったことから、現在0件として告示している「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を、現在の許可の空き枠である2件として告示したいと考えております。

また、小型定置網漁業については、本年11月末に許可の更新時期を迎えますが、当該漁業は漁業の許可又は起業の認可方針において公示する知事許可漁業として規定されていることから、許可の更新時には、許可対象とするすべての漁業者の数を公示する必要があります。つまり、現在制限措置として公示している「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を、「漁業の許可又は起業の認可方針」で定める許可等をすべき船舶等の数の上限に変更する必要があります。

これらの詳細については、この後説明いたします。なお、本議案のうち、先ほどの第1号議案で承認をいただいた内容と重複する部分については説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、資料2ページをお願いいたします。ここでは各漁業の変更内容案について簡単に説明します。まず、資料2ページ目の表中1段目 なまこ漁業についてです。こちらは、第1号議案でお諮りした操業区域7の記載の他に、操業区域13の漁業時期に誤りがあったため、これを改めたいと考えております。

そして、表中2段目機船船びき網漁業についてです。こちらは、第1号

議案でお諮りしたとおり、操業区域を変更したいと考えております。続いて表中3段目地びき網漁業についてです。地びき網漁業についても、第1号議案の変更内容と同様です。そして表中4段目固定式刺し網漁業と表中5段目小型定置網漁業については、先ほどの説明のとおり、新規の許可申請を受け付けるために、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、現在告示している数を変更します。

続いて、なまこ漁業の制限措置について、新旧対照表を使って説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。まず、資料7ページ目の右側旧と書かれてある枠内の1の表中下線部ですが、これは先ほどの2号議案でご審議いただいた内容と同様ですので、説明は省略いたします。

続いて、8ページをお願いいたします。資料8ページの右側の表をご覧ください。この表中では、操業区域13の漁業時期が10月1日から翌年3月31日までとなっておりますが、これは誤りで、正しくは11月1日から5月31日までです。そのため、資料の左側の表のとおり、正しい漁業時期に改めたいと考えております。

続いて、資料16ページをお願いいたします。ここでは、固定式刺し網漁業の変更案について説明いたします。まず、資料16ページの表中、中程にあります「かにその他刺し網」の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数をご覧ください。この許可すべき船舶等の数について、現在は、資料右側にあるとおり0として告示しています。しかし、今回新たに許可申請希望があったことから、許可すべき船舶等の数の上限から現許可数を差し引いた数、つまり許可の空き枠である2に変更したいと考えております。

続いて、資料17ページをご覧ください。資料17ページは小型定置網漁業の変更案について記載しております。このうちきびなご、雑魚落網については、今月末をもって許可の更新を迎えるため、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を「許可または起業の認可をすべき船舶等の数の上限」として告示する必要があります。具体的には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を「8」から「12」に変更したいと考えております。

ただいま説明しました変更点については、資料3ページから6ページの告示案のとおり告示を行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案、「制限措置の一部変更について（機船船びき網漁業、地びき網漁業、小型

定置網漁業)」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について(土佐清水市貝の川沖)」を議題とします。

なお、この件については、前回の第7回委員会の審議を経て、本日、公聴会を開催したところです。では、事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

第4号議案の定置漁業の海区漁場計画設定について(土佐清水市貝の川沖)は、漁業法第64条第4項に基づき、10月15日に開催いたしました、第7回高知海区漁業調整委員会においてご審議いただいたものでございます。

前回、第7回の委員会の資料3をお願いいたします。最後のページ、7ページをご覧ください。「漁業権免許に関するフロー」の左の列が海区委員会になります。前回の委員会で、左上の「①委員会での審議」まで進めさせていただきました。本日は、先ほどの「公聴会」を経まして、その下の「②委員会の答申」の右にあります「海区漁場計画の公示」に向けまして、ご審議をいただくものでございます。

前回の委員会でご説明いたしましたとおりですが、まず、その概要を説明させていただきます。当該漁場は、平成25年2月に漁業権が放棄されてから利用されておりましたが、今回、与力水産株式会社から、漁場計画設定の申請がなされたものでございます。事前に調査を行ったところ、漁業調整及び公益上の支障がないとみとめられたため、漁業法の規定するところにより新たな海区漁場計画を樹立することによって、漁業生産力の向上を図り、漁場の利用を促進させようとするものでございます。

次に、海区漁場計画につきましては、漁業法第62条第2項に掲げる事項について、定めることとされております。資料の2ページから3ページの告示案に、これらについて記載しておりますので、ご覧ください。

資料の2ページ目の上から12行目、公示番号は、定第1,038号です。(1)のア、漁場の位置は、土佐清水市貝の川沖。(2)、漁業の種類は、ぶり、あじ、その他定置漁業、漁業の時期は1月1日から12月31日まで。(3)の漁業権の存続期間は、漁業の免許の日から令和5年

8月31日まで。(4)の条件は、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること、としております。

資料の3ページ、5行目、第4、漁業の免許予定日は、令和4年4月8日。第5、漁業の免許申請期間は、令和4年2月18日から同年3月4日までとしております。また、この海区漁場計画の公示は、令和3年12月24日を予定しております。

なお、海区漁場計画設定に関しまして事前協議した関係機関である、高知海上保安部、土佐清水市、県の漁港漁場課、用地対策課、そして港湾・海岸課からは、いずれも公益上の支障はない旨の回答をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

問可委員

先日、谷口君と指導所の立ち合いで、与力の社長も来てもらいまして、大敷船の避難港とか我々が現場の意見とってね、案内して避難港はここへ持ってきたええけんゆう話をさしてもらいました。漁業者の条件らあも全部聞き入れてくれましてね、お話をしましたので一応報告だけしておきます。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第4号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について(土佐清水市貝の川沖)」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第5号議案「宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用するのいさき釣りの委員会指示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

まず、委員会指示を発動するに至った経緯について、説明いたします。

宿毛市沖の島周辺は、いさきの好漁場として知られており、昭和60年頃から地元の漁船と県外船との間で漁場を巡る競合が発生していました。特に愛媛県の漁船は、船団を組んで出漁し、漁船どうしをロープで連結し

てアンカーで錨泊したり、水揚げや食料の調達を船団の船が交代で行うなどし、漁場を長期間独占するような状態が続いていました。そのため、地元の漁船は漁場に入ることができず、当時の母島、弘瀬、鵜来島の3漁協から、何らかの規制を求める強い要望が当委員会に寄せられました。

以上のことから、昭和62年に当該委員会指示を発動して沖の島周辺海域での船舶を使用したいさき釣りを委員会の承認制とし、船舶の連結、漁獲物の転載、夜間の操業や錨泊を制限することとなりました。それ以降、若干の変更を加えながら指示の更新を繰り返し、現在まで継続しているものです。

続きまして、資料の説明に入らせていただきます。1ページから4ページに、新たな指示の案、5ページと7ページに指示の新旧対照表を示しています。

5ページの新旧対照表に沿って、変更箇所をご説明します。新たな指示の案では、まず、指示の番号、指示の発動日、会長の氏名、指示の有効期間を変更しております。

次に2の承認対象者及び使用船舶については、これまで承認対象者を「操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する漁業協同組合員」としておりましたが、新規漁業就業者や、多角的な漁業経営のために新たに承認を得たいという漁業者にも対応できるよう、「操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する」という文言を削除します。4と5については、令和2年12月の漁業法改正に伴い、知事許可漁業の制限措置として従前の「操業期間」と「制限又は条件」を「漁業時期」と「条件」として規定したため、委員会指示の承認についてもこの文言に合わせることにしました。6ページ目、9 指示の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間とします。7ページ目、第2号様式の漁獲成績報告書については、押印を削除します。8ページから17ページには本指示に係る事務取扱要領を載せておりますが、事務手続きや地区別の承認枠などについての変更はありませんが、11ページ目以降の申請書等の様式について、いくつか変更点がございます。1つ目に元号をすべて平成から令和に変更していること、2つ目に氏名の記入欄にございました押印欄を削除しております。3つ目に11ページ目の誓約書ですが、令和2年12月の漁業法改正に伴い、知事許可漁業の申請における誓約書では申請者の生年月日の記入欄と誓約する事項に暴力団員等でないことを追加しており、県の規程に基づき、県警に暴力団排除に関する照会を実施しておりますことから、今回、委員会指示の承認申請についても知事許可漁業と同様の措置を取るために様式を変更します。

次に、18ページをお願いします。図1は、承認件数を示しております、県内の承認件数は、平成2年の261隻をピークに減少傾向にあり、平成

24年以降は、100件を下回りましたが、平成28年以降は100件を超えた状態となっております。また、県外の承認件数については、大分県は、平成24年以降承認実績はありませんが、愛媛県については、当該県に与えられた枠いっぱいの30件を、承認を始めた昭和63年以降、維持しています。

図2は、すくも湾漁協におけるいさきの水揚げ量の推移を示しています。指示を発動した当初は100トン以上の水揚げがありましたが、その後増減を繰り返し、令和2年には、約29トンとなっています。近年の漁獲量は、ピーク時に比べると低位に推移していますが、愛媛県船の承認隻数は変わらず、当該漁業に関する愛媛県の漁業者の関心は依然として薄れていないことから、漁業調整上の問題を惹起しないために今後とも委員会指示により、当該海域の漁業秩序を保っていくことが必要と考えられます。

事務局からの説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

前田会長

何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

澳本委員

ちょっと一点だけ。ちょっと教えてください。この海区調整委員会の指示というものは、どういうふうな効力、例えば法的な効力があるのかとか、そのあたりをちょっとお願いします。

織田事務局長

海区漁業調整委員会の指示の件ですけども、委員会指示の一番最初に書いてますとおり、漁業法第120条第1項にですね、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会もそうなんですが、必要な指示を出すことができるというふうに法に規定されております。その法に基づいて、いさきの委員会指示を始め色々な指示を出しているところです。

その委員会指示に関する取締りといいますか、罰則規定でございますけれども、直接的にこのいさきの場合ですと、承認を得ずにいさきを釣ったという現場を押さえてすぐに調整区域違反で罰則が規定されるというものではございませんので、一定の手続が必要となっております。そういう委員会指示に従わない者に対しまして、行って注意するんですが、それでも注意に従わない場合は、委員会の方から知事に、知事からその者に対して、指示を守るように命令を出してくれというふうな、これ、一般的に知事の裏付け命令というのですが、その命令が発出されたあと、その知事の命令に従わなかった場合には、漁業法に基づく罰則が規定されておまして、取締りの対象の人にそういう状況になったら罰則が適応されるという流れになります。

澳本委員	ありがとうございました。
前田会長	それに引き続きまして、プレジャーの方に対してはどのようなふうな、同じような条件があてはまるんですかね。
織田事務局長	プレジャーに関してもこの委員会指示は、操業区域において船舶を使用していさき釣りをしようとする者というふうになっておりますので、特に漁業者、プレジャーと分けてごさいませんで、プレジャーに関しても適応される、かかってくる指示となります。
前田会長	プレジャーの方にも罰則規定があるということでもいいですかね。
織田事務局長	プレジャーの方にも、先ほど言いましたように、知事の裏付け命令に反するようであれば、プレジャーに関しても罰則がかかります。
前田会長	わかりました。はい、ありがとうございます。
前田会長	他にございせんか。
前田会長	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第5号議案「宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用するのいさき釣りの委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するという ことで、ご異議ございせんか。 (「異議なし」と言う者あり。)
前田会長	ご異議ないようでございますので、第5号議案は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。
前田会長	これもちまして、本日の議案審議は終了しました。第8回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。 (閉会)

本書は、第 22 期第 8 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 浦尻 和伸 _____

議事録署名委員 山崎 國光 _____